

指定障害児通所支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局障害福祉部  
指定指導担当課長 印 昭博

### 個別サポート加算（Ⅲ）の創設と本市の取扱いについて

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児に対して、発達支援に加えて学校及び家庭と緊密な連携を図りながら支援を行った場合の評価として「個別サポート加算（Ⅲ）」が創設されました。

なお、現行の取り扱いとして、学校がある時間帯に支援を行う必要がある場合においては、学校と連携を図ったうえで事前にリストをご提出いただいているところです。

つきましては、本加算を算定するにあたって、取り扱い及び算定要件について以下のとおりお知らせいたしますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 届出について

・当面の間、届出においては現行の取り扱いのまま行っていただくこと、及び算定要件を満たすことにより算定可能とする。

※事前提出書類として、「学校の授業時間帯に係る支援対象者リスト（様式1）」をご提出ください。

・今後教育委員会との協議を踏まえ、届出の取り扱いを変更する予定です。決まり次第追ってお知らせいたします。

#### 2 算定要件について

・別紙1 こども家庭庁事務連絡「個別サポート加算（Ⅲ）の創設と取扱いについて」の「5.加算の主な要件等について」をご参照ください。

#### 3 添付資料

(1) 【本通知】個別サポート（Ⅲ）の創設と本市の取扱いについて

(2) 【別紙1】個別サポート（Ⅲ）の創設と取扱いについて  
（こども家庭庁事務連絡）

(3) 様式1 「学校の授業時間帯に係る支援対象者リスト」

#### 【担当部署】

北九州市保健福祉局障害者支援課指定指導係  
TEL：093-582-2424